

札幌市消防学校寝具貸借 仕様書

1 目的等

札幌市消防局において、札幌市消防学校北鐘寮・北鐘寮南棟へ入寮し実習する職員等の寝具を貸借にて確保する。この貸借契約における貸借人（以下「受注者」という。）と借借人である札幌市（以下「発注者」という。）とは双方誠実にこの仕様書に定める事項を遵守すること。

2 貸借期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの発注者の指定する期間

3 貸借物品及び数量等

毎年度、概ね以下のとおり寝具を貸借するが、研修の追加や貸借期間の変更等があるため、当該内容を保証するものではない。

(1) 貸借物品

貸借する寝具の内容（1組）は次のとおりとし、規格は別紙1に定める。

基本寝具	マットレス（1枚）、掛布団（1枚）、毛布（1枚）、枕（1個）
シーツ類	掛布（1枚）、敷布（1枚）、枕カバー（1枚）

(2) 貸借数量

	人数 (人)	貸借日数等 (1年度あたり)	予定総数量（3年間分）	
			基本寝具 (組)	シーツ類 (組)
舎監	4	365日（4/1～翌年3/31）	4,380	4,380
初任教育 課程	76	183日（4/1～同年9/30）	41,724	41,724
		3日（実務研修）	684	684
救急救命士 養成課程	40	196日（9/1～翌年3/15）	23,520	23,520
		21日（同乗実習）	630 <small>(10組×21日×3年)</small>	2,520 <small>(40組×21日×3年)</small>
現場指揮 課程	20	12日（11月下旬～12月上旬）	720	720
		6日（実務研修）	180 <small>(10組×6日×3年)</small>	720 <small>(40組×6日×3年)</small>
合計			71,838	74,268

※ 寝具は札幌市消防学校で使用するほか、実務研修及び同乗実習の際は各消防署内で使用する。（別紙2「寝具使用場所一覧」のとおり）

4 貸借物品の供給等要領

- (1) 受注者は、各貸借期間の開始日前に新品または新品同様に清潔（消毒・洗濯・乾燥等を行い清潔になったものをいう。以下同じ。）な寝具を、以下の要領に基づき供給すること。
 - ア 受注者は、発注者が指示する日時・場所に寝具を搬入すること。なお、日時の決定は事前に発注者と受注者が協議し定めること。
 - イ 受注者は、各貸借期間が満了する日をもって寝具の全てを回収すること。
- (2) 受注者は、上記3に掲げる種類における寝具を、次のとおり、新品または新品同様に清潔なものと交換提供すること。
 - ア 「掛布団」及び「毛布」
 - (ア) 舎監分は、6月下旬、9月下旬及び12月下旬の計3回、交換を実施する。
 - (イ) 初任教育課程分は、6月下旬の1回のみ、交換を実施する。
 - (ウ) 救急救命士養成課程分は、12月下旬の1回のみ、交換を実施する。
 - (エ) 現場指揮課程分は、交換を実施しない。
 - イ 「マットレス」及び「枕」
 - (ア) 舎監分は、9月下旬の1回のみ、交換を実施する。
 - (イ) 初任教育課程、救急救命士養成課程及び現場指揮課程分は、交換を実施しない。
 - ウ 「掛布」、「敷布」及び「枕カバー」
 - (ア) 舎監分、初任教育課程分及び救急救命士養成課程分のいずれも、各貸借開始から2週間毎に交換を実施する。
 - (イ) 現場指揮課程分は、交換を実施しない。
- (3) 舎監分、初任教育課程分、救急救命士養成課程分及び現場指揮課程分以外の用で貸借する寝具については、次のとおり、新品または新品同様に清潔なものと交換提供すること。
 - ア 「掛布団」及び「毛布」

交換を実施しない。
 - イ 「マットレス」及び「枕」

交換を実施しない。
 - ウ 「掛布」「敷布」及び「枕カバー」

舎監分、初任教育課程分及び救急救命士養成課程分と同様に、各貸借開始日から2週間毎に交換を実施する。

5 汚損、破損等の取扱い

発注者が、故意または重大な過失により貸借物品を汚損、破損等した場合を除き、通常の使用における汚損、破損等の補修経費は、受注者の負担とする。

ただし、汚損、破損等の責任の所在が明確でない場合は、発注者と受注者が協議し、補修費用を決定すること。

6 供給報告書の提出

受注者は、月毎に供給した賃貸物品の数量、使用日数等を記載した供給報告書（様式自由）を作成し、速やかに発注者に提出すること。

7 賃借料の請求及び支払

賃借料の支払いは月毎とし、受注者は月毎に必要な書類を作成し発注者に提出する。

発注者は、受注者から提出のあった供給報告書等を確認の上検査し、この検査に合格した後に支払うものとする。

8 その他

この仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議を行い定めることとする。

9 担当課（問い合わせ先）

札幌市消防局総務部消防学校教務課校務係

札幌市西区八軒10条西13丁目3番1号

電話：011-616-2262

メール：komu.fire.ac@city.sapporo.jp

寝具規格書（詳細仕様）

品名	仕様	
マットレス	(1) 中材	ウレタンフォーム合板、上部波ウレタン 上：35×910×1,920（硬度 40kg、比重 40kg/m ³ プロファイル） 下：35×910×1,920（硬度 14kg、比重 35kg/m ³ ）
	(2) 寸法	70mm×910mm×1,920mm
	(3) 側生地	T/Cブロード 防縮加工
	(4) 折り畳み	三つ折り
掛布団	(1) 素材	広幅 T/Cブロード 防縮加工
	(2) 総重量	2.3kg程度、中綿 1.8kg程度入
	(3) 寸法	1,450mm×2,000mm以上（仕立て上がり）
毛布	(1) 素材	アクリル100%（難燃性）防炎認定表示
	(2) 重量	1.8kg程度
	(3) 寸法	1,400mm×2,000mm以上
枕	(1) 内容物	ポリエチレンパイプ入り 1kg程度
	(2) 寸法	290mm×400mm以上
掛布	(1) 素材	T/Cブロード
	(2) 寸法	1,450mm×2,000mm以上（掛布団が入るもの）
敷布	(1) 素材	T/Cブロード
	(2) 寸法	1,370mm×2,500mm以上
枕カバー	(1) 素材	T/Cブロード 封筒型
	(2) 寸法	350mm×450mm以上

- 【注】(1) 上記規格や機能を満たすものであれば、メーカー、品番、素材等は問わない。
(2) マットレスは敷布団として使用するため、敷布団として適度な硬さを持ったものとする。
(3) 寝具は原則、防炎製品とすること。
(4) 上記の規格を満たしているかどうかの事前確認や同等品規格確認は受け付けない。

寝具使用場所一覧

施設名	所在地	電話番号
札幌市消防学校	西区八軒 10 条西 13 丁目	616-2262
中央消防署	中央区南 4 条西 10 丁目	215-2120
北消防署	北区北 24 条西 8 丁目	737-2100
東消防署※	東区北 24 条東 17 丁目	781-2100
白石消防署	白石区南郷通 6 丁目北	861-2100
厚別消防署	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	892-2100
豊平消防署	豊平区月寒東 1 条 8 丁目	852-2100
清田消防署	清田区平岡 1 条 1 丁目	883-2100
南消防署	南区真駒内上町 5 丁目	581-2100
西消防署	西区発寒 10 条 4 丁目	667-2100
手稲消防署	手稲区手稲本町 2 条 5 丁目	681-2100

※東消防署は令和 8 年度中に、東区北 33 条東 18 丁目へ移転予定